

公 示 送 達 書

長崎市告示第570号

令和8年8月24日付けの次の者に係る書類(通知書)は、送達を受けるべき

者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長(財務部特

別滞納整理室)が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月9日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送 達 を 受 け る べ き 書 類 の 名 称	送 達 を 受 け る べ き 者
		氏 名
1	差押調書(謄本) 長特滞第968号	黒崎 純貴
2		
3		
4		
5		
6		

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。